「ポリフェノール茶」に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案) についての御意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成22年12月16日~平成23年1月14日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状况 3通
- 4. 御意見・情報の概要及び新開発食品専門調査会の回答

No 御意見・情報の概要 新開発食品専門調査会の回答

1 「本食品の作用機序は、主に腸管内でのリパーゼ活性 阻害による脂肪の分解及び吸収阻害によるものである」、 「これらはリンゴポリフェノールの生理機能である膵リ パーゼ阻害活性に伴う脂肪吸収抑制による変化である」 の記述がありました。

上記記述より、リンゴポリフェノールにリパーゼ活性 阻害があり、本件のポリフェノール茶 $350 \mathrm{ml}$ の関与成分 である「プロシアニジン $110 \mathrm{mg}$ (プロシアニジン B2 として)」がリパーゼ活性阻害に寄与していると推測されま \mathbf{t}

Pubmed にて apple、polyphenol、lipase の用語で検索しましたところ、一件(J Agric Food Chem. 2007; 55 (11):4604-9)該当しました。この論文中に「プロシアニジンの 2 量体には膵リパーゼ阻害が弱い(IC50>125 $\mu g/ml$)」という記載がありました。プロシアニジン B2 は 2 量体なので、この事は、リパーゼ活性阻害の関与成分をプロシアニジン B2 とする事には矛盾が生じます。また、同論文中に、「プロシアニジンの tetramer、pentamer、hexamer、over heptamer の合算が膵リパーゼ活性阻害の主要な関与成分である」と考察されています。仮に、プロシアニジン B2 をプロシアニジンの標準物質として定義付けした上で、プロシアニジンを表記する場合、「プロシアニジン B2 にリパーゼ活性阻害があり、その作用機序で体脂肪が気になる方に適する」という機能を損なう商品になる可能性があります。

よって本件の場合、

情報としていただいた 2 件の 論文を精査いたしましたところ、 いずれも安全性に関するもので はありませんでした。

また、提出された資料によりプロシアニジン類の組成比が、一定範囲内であることを確認しております。

本食品は、関与成分をリンゴポリフェノールに含まれるりんご由来プロシアニジンとし、関与成分量はプロシアニジンB2に換算した値を表示するものとして消費者庁から評価依頼があったものです。御意見については、担当である消費者庁にお伝えします。

2

・リンゴ由来ポリフェノール (おそらく 600) mg/日を関 与成分とし、リンゴ由来プロシアニジン (プロシアニ ジン B2 として) の表記は削除する。

事が適当だと提言致します。

上記の提言を裏付けるもう一つの論文として、Jdream2で、プロアントシアニジンとリパーゼで検索して7件該当したうちの1件(Nippon Shokuhin Kagaku Kogaku Kaishi Vol.56,No.9, 483-489 (2009)「トチノキ種皮由来高分子プロアントシアニジンの脂肪吸収に対する阻害作用」)の中に、プロアントシアニジン類の膵リパーゼ阻害活性試験の報告があります。プロアントシアニジンが高分子になるほど膵リパーゼ阻害活性が強くなることを示している。また、プロシアニジン B2 はプロシアニジン A2 や EGCG と比較してリパーゼ阻害活性が弱いことが示唆されている。よって、「プロシアニジン B2 が膵リパーゼ阻害の関与成分である」等の記述はやはり適当でないと考えます。

リンゴのポリフェノール画分中におけるリパーゼ活性 阻害の寄与率の高い成分・化合物を特定し、その含有量 を担保しないと商品としての機能を損なうと考えます。 もしくはプロシアニジン類の組成比を明確にした上での 有効性・安全性を担保することが必要と考えます。

ヒト試験に関して、商品を用いた試験例で、健常者を対象として通常量をある一定の期間摂取した場合の報告例が記載されておりません。本議事録に記載のヒト試験はすべての試験例で、BMIが高い被験者に通常量を長期間摂取させた場合や、健常人に過剰量を摂取させた場合です。

- ・BMI 値が正常範囲の健常者を対象とした通常量をある 一定の期間摂取した時に何の変化も無かった場合は、 本商品に「健常者には、非健常者に期待されるような 効果効能がある可能性が低い」などの情報が必要では あると考えます。
- ・BMI 値が正常範囲の健常者を対象とした通常量をある 一定の期間摂取した時にBMI や体脂肪が低くなる試験 事例がある場合は、本商品が原因で生じる身体への影響についても記載すべきであると考えます。

よって、BMI 値が正常範囲の健常者を対象として通常

本食品を用いた 12 週間連続摂取試験の対象者は BMI が高めの人ですが、事前の検査で 23 < BMI ≦30 の範囲(日本肥満学会の判定基準における普通体重~肥満(1度)に相当)であり、BMIが正常範囲の被験者も含まれています。また、健常者を対象にした4週間過剰摂取試験等も行われており、これらの試験結果から、安全性に懸念を生じさせる有害事象が認められなかったことを確認しております。

なお、有効性及び表示に関する 御意見については、担当である消 費者庁にお伝えします。

No	御意見・情報の概要	新開発食品専門調査会の回答
	量をある一定の期間摂取した場合のヒト試験の実施もし	
	くは実施済みの場合はその報告が必要であることを提言	
	致します。	
	そのヒト試験の結果によっては、効果が得られると期	
	待される BMI 値を明確にするなど、消費者に過剰な期待	
	を抱かせる誤認をさせないヘルスクレームにすべきと考	
	えます。	
3	本件のポリフェノール茶における関与成分「プロシア	製品管理及び有効性に関する
	ニジン 110 mg(プロシアニジン B2 として)」について、	御意見については、担当である消
	第70回新開発食品専門調査会の議事録の内容を鑑みまし	費者庁にお伝えします。
	て、以下の内容を提言致します。	
	・プロシアニジン 110 mg(プロシアニジン B2 として)	
	を本商品に表記するためには、プロシアニジン B2 の測	
	定方法の情報開示が必要である	
	・プロシアニジン 110 mg(プロシアニジン B2 として)	
	の本商品における規格設定がどのような定義・基準(例:	
	プロシアニジン B2 定量値の最低含有量が 110 mg か否	
	か、製造ロット毎のバラツキはどの程度であるか) で	
	行われているかの情報開示が必要である	
	リンゴという食品・天然物から抽出・精製された成分	
	であるプロシアニジンの含有量は、季節や天候や環境な	
	どによる「成分含有量のバラツキ」が必ずあると考える。	
	産地・収穫時期・保存方法・成分の濃縮法などの製造過	
	程における製造ロットごとに一定の定量値を保っていな	
	ければ本商品の機能を損なう可能性があると考えます。	
	公知情報として、園芸学会雑誌の論文中にリンゴ果実	
	の発育中におけるプロシアニジン類の含量の変化を評価	
	しています。本件のリンゴのプロシアニジン B2 含量はど	
	の程度のバラツキであるかの情報が必要と考えます。	
4	データを精査したところ、当該物質に対する委員会の	御意見ありがとうございます。
	ご判断が正しいと思います。	